

## 流山市国民健康保険運営協議会（第2回）会議録

1 日時 平成22年8月24日（火）午後1時15分～

2 場所 流山市図書館 3階会議室

3 招集日 平成22年8月4日

### 4 出席委員

松本 ヌミ、鈴木 孝夫、沖山 修、武笠 高士、椎名 和彦、  
横田 勝正、板津 邦彦、吉田 常勝、鶴田 安房、川名 健一、  
紅谷 幸夫

### 5 欠席委員

中山 文男、寺田 伸一

### 6 事務局

倉田市民生活部長、福島国保年金課長、宮本国保年金課長補佐、  
真通国保収納係長、内賦課給付係長

### 7 傍聴者

なし

### 8 議題

（1）平成21年度流山市国民健康保険特別会計決算について

（2）その他

被保険者証に臓器提供に関する意思表示欄を設けることについて  
賦課限度額について

### 9 配付資料

（1）流山市国民健康保険特別会計 平成21年度決算資料

### 10 会議時間

開会 午後1時20分

閉会 午後2時50分

## 議事内容

(事務局) ただいまから、平成22年度第2回流山市国民健康保険運営協議会を開催いたします。開会にあたりまして、会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長) 皆様、こんにちは。毎日暑い日が続きます。皆様方にはご多忙のところお集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今日は、平成21年度国保特別会計の決算についてご意見をお聞かせ願います。

(事務局) 続きまして、事務局からあいさつ申し上げます。

(事務局) 皆様こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。委員の皆様方には常日頃から本市の国民健康保険の運営にご支援、ご協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。さて本日は、会長さんの挨拶にありました通り、9月2日から開催されます第3回定例会に議案として上提いたします平成21年度国保特別会計歳入歳出決算につきまして、後ほど事務局からご説明いたしますが、委員の皆様にはよろしくご審議いただきますようお願い致します。

(事務局) 協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第6条の規定により、会長となっております。

会長、よろしくをお願いいたします。

(議長) これより議事に入ります。

ただいまの出席委員は、11名であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告します。

(議長) それでは、平成21年度流山市国民健康保険特別会計決算についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

(事務局) 国民健康保険特別会計決算(案)の概要をごらんください。

1の総括ですが、歳入135億5,426万3,692円 歳出

135億304万4,270円で収支51,219,422円となっております。

2の加入者の状況ですが、

(1) 国民健康保険の加入状況ですが、平成21年度末加入世帯数は、24,200件で市内全世帯の37.3%となっております。年度末加入者数は43,133人で加入率は26.6%で1世帯当たりの加入者は1.8人となっております。

(2) 前年度と比較し加入者数は560人の増となっております。

3の歳入につきましては、詳細は12ページに記載いたしておりますので併せてご覧ください。

予算現額137億9,392万4,000円、

収入済額135億5,426万3,692円で収入割合は98.26%です。

括弧2の収入済み額等国民健康保険料につきましては、平成21年度41億7,578万1,013円で前年度と比較し約8千万円の増となっておりますが、平成21年度医療分均等割の料率を3千円上げたことに伴うものと考えております。

国庫支出金は療養給付費等負担金25億9,952万5,326円が主なもので、療養給付費等負担金は、療養給付費・後期高齢者支援金・介護納付金等に対し補助率34%で交付されるものです。

前期高齢者交付金は、65歳以上75歳未満の高齢者数に応じて社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

共同事業交付金は、各市町村が共同事業拠出金として国民健康保険団体連合会に拠出し一定の金額を超える医療費について補てんされるもので、再保険制度です。21年度は交付金が12億4,765万1,093円に対し拠出12億1,183万6,843円と約3,500万円歳入が大きくなっておりますが、歳入が多いということは、高額な医療費を負担したことになります。

次ページをご覧ください4の歳出につきましては、詳細は13ページに記載しております併せてご覧ください。予算額137億9,392万4,000円支出済み額135億304万4,270で執行率97.89%です。

(2)の支出額等をご覧ください。

保険給付費につきましては、91億9,299万3,203円で前年度比2.2%の増です。(3)に項目ごとの増減を掲載しております。移送費が今回計上されておりますが、これは臓器移植に係る臓器の空輸に要した費用です。(2)に戻りまして、後期高齢者支援金1億8,771万4,277円の増は、平成20年度が制度開始年度であったことから11カ月分の請求となったため負担が少なかったもので、21年度は12カ月分の請求があったため増額となったものです。

老人保健拠出金の3億7,235万4,753円の減は老人医療制度が平成

19年度をもって終了したため、清算金のみの負担となったことから負担が減ったものです。

7ページをご覧ください。国民健康保険財政調整積立基金についてですが、訂正からお願いします。2段目の21年度増減額の次の欄20年度末現在を21年度に訂正をお願いいたします。大変ご迷惑をおかけいたしました。

21年度末基金残高が3,007万7,000円ですが、療養給付費の5%の積み立てが必要と県の指導を受けております。5%で約5億円となりますが、目標数値からは大きな差があります。今後余剰金を積んで目標に近づけていきたいと考えております。

8ページをご覧ください。

各月ごとの医療費を10割で表示しております。医科・歯科・調剤の合計で2.8%の増で伸びが予想より少なかったのは、新型インフルエンザの流行により、マスク等の予防が徹底されたため、季節性インフルエンザの流行が抑えられたものと考えております。

9ページをご覧ください。

一般会計からの繰入の状況ですが、制度外繰入金が2億9,071万円で20年度決算より、2億3,911万7千円程多くなっております。

10ページをご覧ください。人間ドック利用状況ですが、前年度比6.14%増となっているのは、定年退職者の利用が増えており今後も増えるものと考えております。あんま・マッサージ・指圧・はり及びきゅう施設利用状況につきましては、前年度比1.57%の増となっております。

平成20年度特定健診・保健指導の実績ですが、特定健診は12,850人が受診し、44.1%の受診率でした。

特定保健指導につきましては、393名が保健指導を受けたところです。

以上で決算について説明を終わります。ご審議の程宜しくおねがいたします。

(議長)事務局からの説明に対しまして、質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)1ページ、20年度の被保険者総数と3ページ20年度の被保険者総数が異なるのですがどちらが正しいのですか。

(事務局)3ページの20年度の被保険者総数が違っております。42,573名に訂正願います。申し訳ありません。

(委員) もうひとつ、1ページの21年度の被保険者の内訳と、4ページの年齢階層別被保険者状況の合計欄が一致していませんが。

(事務局) 数字を把握した時期が異なっているため一致していません。

(委員) 2ページの高額療養費についてですが、20年度と21年度を比較すると大体同じような数値で推移しています。昨年度、19年度と20年度を比較したときに20年度が増えていました。私が理由を質問したところ1件当たり1千万円を超える特別な事情があったとのことでした。そうすると21年度も同じような特別な事情があったのですか。また、高額療養費のレセプト点検が正しくされているのかを含めてお聞きします。

(事務局) レセプト点検は国保連と、流山市国保年金課で行っています。数値をコンピューターで点検するので間違いはないと思います。

(委員) 数値ではなくて医療行為の中身です。

(事務局) 医療行為は最終的に点数で表示されますので、間違いがあればレセプト点検でチェック可能です。21年度は狭心症で1,132万円というのがあります。また同じ人で2件、血友病で1千万円というのがあります。どうなのでしょう、毎月1千万円かかるのでしょうか。

(委員) 特定疾患なので専門分野の扱いとなるのでしょうか。難病でどういう新薬を使うかで全然違ってきます。高額医療は何重ものチェックをされています。それに適した治療かどうかチェックを行っていますから間違いはないと思います。内容が専門的過ぎるので、私たちが立ち入るわけにはいきません。

高額療養費は専門にチェックする部門が国保連合会にあると思います。

(議長) 高額なので、国保連合会で慎重にチェックされていることと思います。大切なことです。

(委員) もう一点、10ページの特定健診についてなのですが、確か平成25年度の検診率の目標値が65パーセントだったと思うのですが、日経新聞の7月22日の記事に厚生労働省で実態調査を行ったとありました。その中で特に40歳から44歳までの国保加入者の1人当たりの医療費は健保の約1.7倍となっているという記事がありました。これは国保の健診が低いからではない

かと考えられますが特定健診を受けている方は受診率を上げていかないと新聞の指摘のようになってしまうと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局) 特定健診は、もともと尼崎市役所の保健師さんが始めたと聞いております。最初、肥満から始まって高血圧症になって最終的に亡くなってしまいました。当初は危機管理が低かったのでしょうか。特定健診を受けていただき、健康管理を行って、肥満等の早期改善を図っていただきたいと思います。

(委員) 近隣市はもっと低い。流山市は良くやっているなと思っている。

(委員) 受診率は千葉県で何番目ぐらいなのですか。

(事務局) 千葉県では船橋市に続いて3位となっております。それでよしというわけにはいきませんが。

(委員) 部長が変わりましたが、昨年、自治会活動を活用して特定検診の受診率を向上させたいということをご提案させていただきました。検討していくということだったのでこのことについてはいかがでしょうか。

(事務局) 現在、流山市内には173自治会あります。自治会毎に受診率を競わせるという考えは素晴らしいのですが、自治会の加入率が7割ぐらいとなっております。低いところでは3割、4割ぐらいということもありますので、難しいと考えます。

(事務局) 市境が入り組んでいるところは隣が柏市ということもあります。相互乗り入れを行わないと受診率を競わせることもできません。

(委員) 脳ドックについて検討していこうということになったのですがその後どうなったのでしょうか。

(事務局) 市内に脳ドックを実施している医療機関が少ないため、国保で脳ドックを実施すると受け入れができなくなるということです。脳ドック施設の充実がネックとなっております。

(委員) 市外で受診しても費用の一部を補助すればよい。今、脳梗塞や脳血栓等脳の病気が多くなっている。やはり高齢者になると危惧しているわけですよ、

何とかそういう方向で検討して具体的に取り入れるようにしないと、人間ドックで立ち遅れることになりかねません。被用者保険代表の委員に被用者保険の状況をお聞きしたいのですが。

(委員) 脳ドックを実施しております。助成金を出しています。隔年で行っており、契約をしている医療機関で行っております。利用者は多いです。

(委員) 前にも言いましたが、集団ワクチンが先なのか、脳ドックが先なのか。国保だけの問題ではありませんが、公費を使うので優先順位を考えなければなりません。ここでの問題ではありませんが。

(委員) 市長の考えはどうなのでしょう。

(議長) ここでは運営協議会でのご意見を伺います。

(委員) 脳ドックは受けたことがありませんが、MRIを受けたことがあります。MRIでは足りないのですか、脳ドックは。

(委員) 診察の検査と脳ドックは異なります。保険診療の前にふるいにかけるのがドックですから。保険診療を受ける前に脳ドックを受けるのが市民サービスなのか。コストの効果をどう考えるかです。

(議長) やはり専門家の立場のご意見というのは貴重ですね。まず具合の悪い人は、保険診療を受けられるのがよろしいのではと思います。他に意見はございませんか。

(委員) 歳入歳出関係で、概算で21年度ですと歳出が135億300万円、前年度は134億1700万円で1億円弱程度増えている。前年度からの繰り越しで21年度は3500万円、20年度は3100万円で最終的な差し引きが21年度は5100万円、20年度が3500万円で1600万円黒字が増えているわけですが、問題は一般会計からの繰入金、21年度は8億700万円、20年度は5億6500万円で2億4000万円増えている。歳出で増えて1億円以上、9ページに一般会計からの繰り入れがある。制度内ではあまり変わらないが、制度外で21年度は2億6700万円、20年度は2567万円、かなり変わっている。こういった関係の説明をお願いします。

(事務局) 保険料につきましては、8000万円ほど増えております。20年度歳入につきましては、療養給付費交付金が増えたので一般会計からの繰入れは少なくすんだものです。

(委員) 制度外については。

(事務局) 制度外につきましては赤字補てんです。一般会計の繰入金を調整して余ったものを繰り越している。

(委員) 先ほど昨年と今年の差で異なっているところがあるとのことですが。

(事務局) 12ページで療養給付費等交付金が20年度で12億円、21年度で7億3000万円となっています。

(委員) 毎年このように大きく変わるのですか。

(事務局) たまたま制度改正でそうになりました。

(委員) 解りました。それで5億円減ったと。

(委員) 単純に見ますと療養給付費は21年度と20年度を比較して2億円増えました。それで繰入金が2億円増えたと見えるのですが。

(事務局) 療養給付費の34パーセントは負担金で返ってくるのでそうではありません。

(委員) 療養給付費は自然増なのですか。

(事務局) 自然増で2パーセントから3パーセント、年末になりますと国からこの位増やしてくださいと指示がきます。率は年によって異なります。

(委員) 赤字補てんの為に繰り入れをしているわけですね。積立金がありますが赤字になればいらぬのではないのでしょうか。

(事務局) 何かあった場合には払えなくなってしまうので、財政担当課に頼んで繰り入れてもらっています。



(委員) 健全なための積立金とはいくら位なのか。

(事務局) 県の指導では約5億円と云われています。

(委員) 本来ならば特別会計の中で歳入、歳出をしていかなければならないのが原則なのですが、やりくりが大変なので一般会計から繰り入れてもらって何とか国保特別会計を運営しています。ただ、ある程度余剰金を積立していかないと急な支出等に対応していけない。というわけで1千万円積んでいます、一般会計からの繰入れをする側からすれば赤字補てんをしているのだから、積立などとんでもないという話になるのでしょうか。それでもやはり、特別会計として何かの時に対応していくためには、ある程度基金を積み立てしていかないと。先ほど5億円との話がありましたけれども、5億は無理でも1千万円でも2千万円でも積み立てをして緊急時に対応してはどうかというのが主旨だと思います。

(委員) 先日、国民健康保険特別会計への1人当たりの繰入れが近隣市で流山市が一番少ないとのチラシを見ました。ご覧になりましたか？ 本当はどうなのでしょう。

(事務局) 保険料につきましては、東葛6市で一番低く抑えてあります。なおかつ繰入れが少ないということは、収納率が高いということです。被保険者の方々が保険料をしっかりと納めていただいている結果だと思います。

(委員) 今言われたような事をもっと公表していったほうがよい。

(委員) 一般会計からの繰入れは少なくして、本来、特別会計はその会計内でやっていくのが原則となっている。一般会計からの繰入れが少ないからいけないという意見は筋違いである。市は一般の人にも解り易いように説明していくことが大事である。

(議長) 他に意見はございませんか。

ないようですので、事務局の今までの説明で、平成21年度流山市国民健康保険特別会計決算については運営協議会としまして、承認していただくということでご異議ありませんか。

<異議なし>

(議長) ご異議なしと認めます。

よって、平成21年度流山市国民健康保険特別会計決算につきましては、承認することに決しました。

(議長) 次に、報告事項があるとのことですのでよろしくお願いします。

(事務局) 委員の皆さまには、既に新聞報道等でご存じかと思いますが、「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」が施行され、国民健康保険被保険者証に臓器提供に関する意思表示欄を設けて下さいということとなりました。

このことから、流山市でも国民健康保険の裏面に平成23年度に臓器移植の意思表示欄を設けることを検討しております。

そこで、先週19日の木曜日に平成22年度から裏面に掲載している東京都調布市に視察に行きまいりましたので、その報告をさせていただきます。

まずは、その実際の保険証をいただいてまいりましたので、こちらの保険証の裏面をご覧ください。なお、一部しかございませんので、後ほど、現物をおまわしいたします。

このように、調布市では、裏面に個人情報保護の観点から名前をシールで隠すようになっております。

視察の後となってしまうましたが、千葉県に既に県内で実施している市があるのか尋ねましたところ、船橋市、八千代市、佐倉市が今年度から実施しているとのことでした。また、柏市も来年度から導入する予定とのことでした。

国民健康保険証に臓器移植の意思表示欄を設けた場合、説明等が必要となりますので、保険証1枚毎に郵送する必要も出てまいります。また、既に実施している市にアンケートをお願いしました。その中で、周知の方法について聞いたところ広報誌に載せた、保険証更新時にパンフレットを同封した、ポスターを作成し、医療機関等に掲示したとのことでした。システム改修費が発生したかという質問には調布市は保険証を1枚毎に郵送していたため、システム改修費は発生しなかったとのことでした。流山市の場合には、保険証を2枚1組で印刷するシステムの為に、注意事項等の記載が出来ないことから、1枚毎に印刷するシステム変更が必要となります。また、住民からの苦情があったのかという質問には、何件もなかったとのことでした。内容としては、これは強制なのかとの質問でしたが、自由意思であるとの説明で納得していただいたとのことでした。また、保護シールをはがしてしまったので再度もらえないかとの問い合わせがあったとのことでした。以上、大きな問題になるようなことはなかつ

たとのこと。そこで、見本にあるように保護シールをどのようにするかを市で検討していきたいと思います。ご意見をお願いします。

(議長) 只今、事務局から国民健康保険被保険者証に臓器提供に関する意思表示欄を設けることについて説明がありました。質問等ありましたらお願いいたします。

(委員) 子どもたちは親が提供することを決めるのですか。

(事務局) 15歳未満は、本人が提供の意思表示をしても親の同意書が必要となります。

(委員) 今までの黄色い臓器提供意思表示カードは普及しなかったのですか。そちらをもっと普及させればいい。

(事務局) 今回の法令の変更点としては自動車運転免許証や各種健康保険の被保険者証の裏面に臓器移植の意思表示欄を設けることと記載されており、普及啓発するということが各自治体に課せられた施策だと考えます。

(議長) 最終的には議会の承認を得ることとなるのですか。

(事務局) 調布市、船橋市、八千代市、佐倉市とも、議会の承認は得ておりません。報告という形をとっております。

(委員) 自由意志だがどちらかを判断しなければならないようで、好ましくない。

(委員) 国の施策なので流山市も他市にならって実施するということでしょう。

(事務局) 国及び地方公共団体は、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講じるとされ、平成22年7月17日から施行するとなっております。

(議長) 何らかの形で普及、啓発を図らなければならないということですね。これにつきましては、説明のとおりだと思います。その他、事務局からは何かございませんでしょうか。

(事務局) 賦課限度額の変更について動きがあるようですので報告させていただきます。平成23年度から賦課限度額が、医療分1万上がって51万円、支援分1万円上がって14万円に、介護分2万円上がって12万円になる予定です。正式に決まりましたら、諮問させていただく予定です。

(委員) 理由は何ですか。

(事務局) 被用者保険の保険料算出の基礎となる標準報酬月額の上限額が121万円、賞与の上限は540万円となっております、格差が大きいとの理由です。

(委員) 1万円上がるのですか。

(事務局) 支援分が1万円、医療分が1万円、介護分が2万円、合計4万円上がります。

(委員) 確か運営協議会の同意がないと上げられないのではないですか。毎年、毎年、限度額が上がっている。

(事務局) 限度額の政令改正につきましては、条例で限度額以内となっておりますので運営協議会で説明させていただいて、ご理解を得ることとなります。

(議長) 賦課限度額については諮問があるとのことですので本日は報告にとどめ、諮問を受けてからご意見をうかがうことにいたします。

他に何かございませんか。

(議長) 他に無いようでございますので以上を持ちまして、平成22年度第2回流山市国民健康保険運営協議会を閉会します。